

危険な！

ブロック塀を撤去しましょう

ブロック塀等撤去補助制度（令和7年度版）



地震時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、通行の妨げになることを防止することで、災害に強いまちづくりを図るため、民間の既存ブロック塀等の撤去工事の費用を一部補助します。

補助概要

※令和2年度より代理受領制度を始めました。

■危険なブロック塀等を原則全部撤去する工事費の内、以下のいずれか少ない額の

2/3の額（千円未満は切り捨て）で、上限額を**15万円**とします。

- ① 対象となるブロック塀等の撤去に要する費用（工事見積額）
- ② 対象となるブロック塀等の長さにより1mあたり9,000円を乗じた額

（算定例）塀の長さ30m、工事見積額50万円の場合

- ① 50万円（工事見積額）
- ② $30\text{m} \times 9,000\text{円/m} = 27\text{万円}$ ①>②より②
⇒ $27\text{万円} \times 2/3 = 18\text{万円}$
18万円>上限額 15万円 ⇒ **15万円**

■募集期間 **令和7年4月14日 ~ 令和7年10月31日**

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締切ります。

対象となるブロック塀

※現状の写真をご持参していただく、ご相談ください。

■以下の条件を全て満たすものです。

- ① 市内に存するもの
- ② 避難道路に面しているもの
（建築物に附属しないブロック塀等単体も含む。）
- ③ 道路面からの高さ(A)が1m以上のもの
- ④ 道路境界線からの距離(B)が高さ(A)以下のもの
- ⑤ 危険なブロック塀等であるもの

※ 避難道路

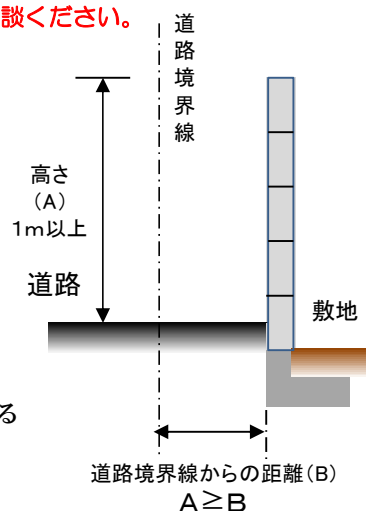
住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路、通学路等市が指定する道路

※ ブロック塀等

補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。ただし、土塀、万年塀は除く。

※ 危険なブロック塀等

既存のブロック塀等で、既存ブロック塀等点検チェックリスト（裏面参照）に不適合項目があるもの



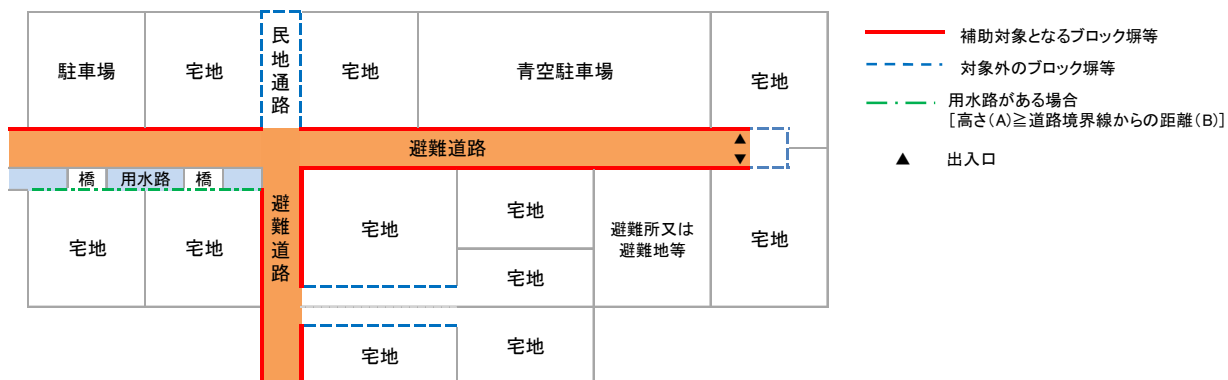
申込みできる方

当該ブロック塀等の所有者／市税全てを完納されている方／暴力団関係でない方

補助金交付申請に必要な書類

- ①ブロック塀等の所有者であることを示す書類
(下記の内のいずれか一つ)
(建物又は土地の登記簿謄本、建築確認済証の写し、固定資産評価証明書等)
- ②附近見取図
- ③位置図(撤去するブロック塀等の位置、高さ、長さがわかるもの。)
- ④既存ブロック塀等撤去事業調書(様式第2号)
- ⑤既存ブロック塀等点検チェックリスト(様式第3号)
- ⑥ブロック塀等の現況写真(点検チェックリストのチェック項目がわかるもの。)
- ⑦補助対象工事見積書の写し
- ⑧市税の完納証明書
(滞納無証明書:手数料 600 円)
- ⑨誓約書、その他市長が必要と認めるもの

補助対象範囲例



※避難所や避難地等

岡山市地域防災計画による指定避難所、福祉避難所、協定による避難所、津波避難ビル、その他避難所、広域避難場所、地区別避難地候補場所をいう。

既存ブロック塀等点検チェック項目

下記点検結果に○×を記入し、一つでも×があれば補助対象となります。(組石造については様式第3号参照)

補強コンクリートブロック塀

点検項目	点 検 内 容	点 検 結 果
塀の高さ	2.2m以下である。	
塀の厚さ	高さ2mを超える場合、15cm以上である。 高さ2m以下の場合、10cm以上である。	
控え壁	塀の長さ3.4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。(塀の高さが1.2mを超える場合)	
基 礎	コンクリートの基礎がある。	
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。	
鉄 筋	塀に鉄筋が入っている。	

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。
なお、申請書類はホームページからも入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000006034.html>



お問い合わせ先

岡山市都市整備局 住宅・建築部 建築指導課

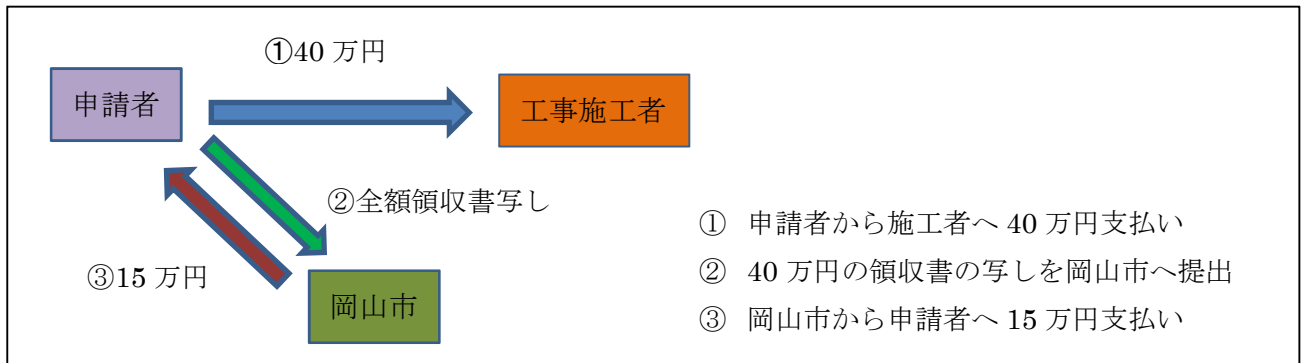
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



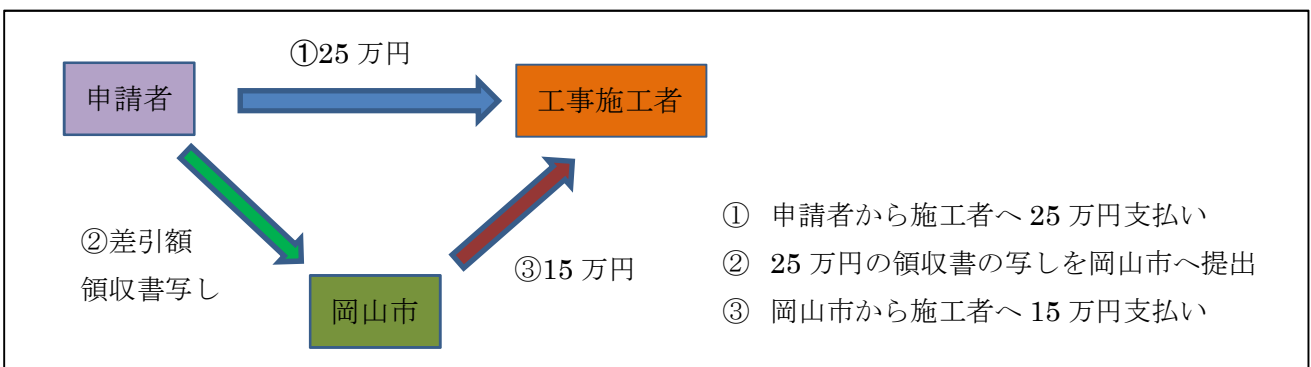
【代理受領制度のフロー図】

例：ブロック塀等撤去工事費 40 万円、補助金額 15 万円とした場合

I これまでの補助金の流れ



II 代理受領制度での補助金の流れ



※ I、II のいずれかを選択できます。 詳しくはお問合せください。